

TAX NEWS LETTER

～トピックス～

1. 中小企業向け所得拡大促進税制について
2. 仙台市事業復活支援金
3. インボイス制度登録のご案内
4. 2022年4月、5月の税務

1. 中小企業向け所得拡大促進税制について

所得拡大促進税制は、中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。

令和3年度税制改正により、令和3年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主については令和4年分）から制度が変更になりましたので、ご紹介致します。

○制度概要

- ・適用期間（※）：R3.4.1～R5.3.31 までの期間内に開始する事業年度が対象
個人事業主については、令和4年から令和5年までの各年が対象
- ・適用要件（通常の場合）
雇用者給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加。
継続雇用者要件は、撤廃。
- ・適用要件（上乗せ要件）
雇用者給与等支給額が前年度と比べて2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと。
①教育訓練費が前年度と比べて10%以上増加していること。
②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること。

通常の場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%

上乗せの場合は、控除対象雇用者給与等支給増加額の25%

（※）令和4年度税制改正に係る租税特別措置法等の成立後は、中小企業向け所得拡大促進税制の適用期間が「R3.4.1～R4.3.31 までの期間内に開始する事業年度（個人事業主は令和4年）」、賃上げ促進税制の適用期間が「R4.4.1～R6.3.31 までの期間内に開始する事業年度（個人事業主は令和5年～令和6年）」となります。

2. 仙台市事業復活支援金

仙台市では、国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた個人事業者・中小企業等に、「仙台市中小企業等復活支援金」を支給しております。

支給対象者は下記の(1)、(2)の両方を満たす個人事業者と中小企業等です。

- (1) 個人事業者：住民登録または事業所の所在地が仙台市内であること
中小企業：登記上の本店を仙台市内に置いていること
その他法人：登記上の主たる事務所を仙台市内に置いていること

- (2) 国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていること

給付金額は事業復活支援金の10分の1を上限に支給されます。

国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた事業者様はぜひ活用してみてください。

下記、URLに詳細が記載されております。

<http://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/jigyofukkatsushienkyuhukin.html>

また仙台市以外の自治体での取組については、お手数ですが各自治体に問い合わせをお願い致します。

税理士 影山正雄事務所

株式会社 影山タックスパートナーズ

TEL:022-301-6317 FAX:022-301-6318 E-Mail:tax.letter@k-taxpartners.co.jp

事務所 HP: <https://k-taxpartners.co.jp>

〒981-0913

宮城県仙台市青葉区昭和町3-42 ライオンズプラザ北仙台406号